

補助金等見直しメルクマール

1 補助金等見直しの考え方

補助金等の見直しについては、「さいたま市補助金等の見直しに関する基本方針（平成19年9月26日財政局長決裁、以下「基本方針」という。）」において見直しの考え方・方向性等を定め、事務事業評価を活用し見直しを進めてきたところである。

今後、基本方針に基づき、市民ニーズ等の社会経済情勢の変化に、公平公正で、的確かつ迅速に対応したより効果的な補助金等へと見直しを図るため、その指標となる『補助金等見直しメルクマール』を策定する。

2 補助金等見直しの対象

基本方針第2のとおり

<基本方針第2 対象>

市が支出するすべての「補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）」に該当するものを対象とする。

3 補助金等の分類

補助金等の分類にあたっては、『事務事業見直しメルクマール』における「2 事務事業の種類」のほか、補助金等の性質上、公平公正等の観点から『補助金等見直しチェックシート』を活用し、次に掲げる分類を行う。

（1）補助金等支出の適否

市が事業主体となるべき事業への補助金等
市内部への補助金等

（2）費用対効果の検証

事業目的の達成又は事業効果の低い補助金等
類似目的の補助金等
貸付等の代替制度が可能な補助金等

（3）行政として担うべき範囲の適正

対象経費、補助率等を明確に定めている補助金等
負担の公平性等の観点から合理的な補助金等

4 補助金等メルクマール

補助金等メルクマールは、『事務事業見直しメルクマール』を前提に、次に掲げる事項とする。

(1) 補助金等支出の適否

事業主体が市となるべき事業（事業経費の一部において市が直接支出すべき経費を含む）への補助金等 【補助金等の支出の廃止・支出方法の見直し】
市内部（職員、職員が組織する団体等）への補助金等

【廃止を基本に見直し】

研修等の補助金等

【目的、効果等を検証して見直し】

(2) 費用対効果の検証

事業目的が達成又は市民等のニーズに対して効果が薄れている補助金等

【廃止を基本に見直し】

類似目的の補助金等

【整理統合】

貸付等、他の代替制度で同様の効果が得られる補助金等

【代替制度にて見直し】

(3) 行政として担うべき範囲の適正

運営補助金のような単に団体運営の補填的な補助金等

【事業費補助へ見直し、補助対象経費・補助率等の明確化】

負担の公平性、他の地方公共団体の状況等の観点から、

・著しく補助金等への依存が高い補助金等【補助率を1/2以下に見直し】

・著しく特定のものの受益となりうる補助金等 【廃止を基本に見直し】

市単独事業として「国庫補助負担金事業に対して実施している横だし（対象範囲の拡大）上乗せ（対象範囲は同様であるが追加補助金等を交付）の補助金等」及び「扶助費を含めたその他相当の反対給付を受けない給付金」

【他の地方公共団体の状況、負担の公平性等を参考に見直し】

(4) その他

法令等（法律、政令、省令、告示、通知、要綱）で、地方負担が義務付けとなっている補助金等は、その定めによる。ただし、法令等の廃止、改正等が行われた場合には、その内容に準じるものとする。

市民ニーズ等の社会経済情勢の変化に迅速に対応するため、毎年度、費用対効果等の検証を行うとともに、制度の終期設定による定期的な見直しを行う。